

岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第102号

岩手県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

岩手県子ども・子育て会議条例（平成25年岩手県条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） ）第77条第4項の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>	<p>（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） ）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）<u>第25条</u>の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による調査審議（同法第17条第3項に係るものに限る。）を行うことができる。